

男鹿市条例第 3 号

男鹿市手数料条例の一部を改正する条例

男鹿市手数料条例（平成 17 年男鹿市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
1～56	(略)		1～56	(略)	
<u>57</u>	<u>国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査の成果等の写し（用紙の大きさが日本産業規格における A 列 3 番以下のものに限る。）の交付</u>	<u>1 枚につき 500 円</u>			
<u>58</u>	(略)		<u>57</u>	(略)	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。